

---

プロジェクト	金融商品取引法上の「電子記録移転権利」又は資金決済法上の「暗号資産」に該当する ICO トークンの発行・保有等に係る会計上の取扱い
項目	電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有に関する会計処理についての今後の検討の進め方

---

## I. 本資料の目的

1. 本資料は、電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有に関する会計処理についての今後の検討の進め方について、ご意見を伺うことを目的としている。

## II. 経緯

2. 当委員会は、2019 年 11 月 29 日に開催された第 421 回企業会計基準委員会において「金融商品取引法上の「電子記録移転権利」又は資金決済法上の「暗号資産」に該当するイニシャル・コイン・オフリング (ICO) トークンの発行・保有等に係る会計上の取扱い」を企業会計基準委員会の新規テーマとすることを決定し、第 126 回実務対応専門委員会 (2019 年 12 月 24 日開催) 及び第 423 回企業会計基準委員会 (2019 年 12 月 26 日開催) より検討を開始した。

2020 年 4 月 30 日に開催された第 431 回企業会計基準委員会において、以下のとおり進めることとした。

- 今後、新たな取引が行われる可能性がある電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有に関する会計処理を優先し、可能な限り早期に会計基準を公表することを目標とする。
  - 暗号資産に該当する ICO トークンの発行及び保有に関する会計処理については、会計基準の開発を進めることの必要性を確認する意味も含め、論点整理を公表する。
3. その後、2021 年 5 月 31 日に開催された第 458 回企業会計基準委員会において、電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び流通取引が今後広まっていくかどうか定かではないと考えられることから、電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有に関する会計処理についても、識別した論点について関係者からの意見を募集するために、論点整理を公表することとした。

### III. 今後の検討の進め方

#### これまでの審議において提案していた内容

4. 検討を開始した後、第435回企業会計基準委員会（2020年6月12日開催）までに行った審議において、電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有に関する会計処理（以下「本テーマ」という。）について、次の項目を実務対応報告案に含めることを提案していた。

項目	実務対応報告案に含める内容
範囲	株式会社が電子記録移転有価証券表示権利等を発行又は保有する場合の会計処理及び開示を扱う。
発行する場合の会計処理	基本的に、既存のみなし有価証券を発行する場合と同様とする。
保有する場合の会計処理 - 発生の認識時期 - 消滅の認識時期 - 期末評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>発生及び消滅の認識時期については、引き続き検討を行う。</li> <li>期末評価については、原則として既存の有価証券の会計処理と同様とする。</li> </ul>

5. 一方、以下の項目については実務対応報告案に含めないことを提案していた。

項目	実務対応報告案に含めない理由
「株式会社以外の事業体等」 <sup>1</sup> による発行の処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>「株式会社以外の事業体等」の処理については、関係法令又は実務によっており、必ずしも明らかではなく、これを明らかにすることは本プロジェクトの範囲を超えることになる。</li> <li>当委員会では、基本的に株式会社における会計処理を明らかにしてきており、「株式会社以外の事業体等」の会計処理に関する定めは限定的<sup>2</sup>である。</li> </ul>
発行する場合の会計処理 - 財又はサービスの提供を受ける権利が付与される場合の扱い	今後、どのような財又はサービスが付与されるか現状では十分に把握できず、また、既存の有価証券に他の権利が付与された場合の処理（株主優待等）に影響が及ぶ。

<sup>1</sup> 合名会社、合資会社及び合同会社、民法上の任意組合、投資事業有限責任組合、有限責任事業組合、匿名組合、及び信託をいうものと定義することを前提としていた。

<sup>2</sup> 実務対応報告第23号「信託の会計処理に関する実務上の取扱い」において受託者の会計処理が定められている。

発行する場合の会計処理 - 暗号資産建の電子記録移転 有価証券表示権利等の発行	現状では、暗号資産建の発行が行われるか明らか ではなく、会計処理を定めるニーズが明らかでは ない。
保有する場合の会計処理 - 電子記録移転権利に該当す る組合への出資の扱い	有価証券の会計処理と同様に保有目的に従い時 価評価する会計処理を導入することが考えられ るが、既存の組合への出資に関する会計処理に影 響を与える。

6. その後、第141回実務対応専門委員会（2021年12月2日開催）及び第142回実務対応専門委員会（2021年12月22日開催）において、本テーマに関して今後実務対応報告を公表する際に論点になると考えられる以下の事項について、検討の方向性に関する審議を行った（審議事項(5)-2参照）。
  - (1) 電子記録移転有価証券表示権利等の保有者における発生及び消滅の認識の時期
  - (2) 金融商品会計基準上の有価証券として取り扱われない場合の会計処理
  - (3) 電子記録移転有価証券表示権利等の開示（発行及び保有）
7. 前項に示した論点に関して方向性を決定すると、電子記録移転有価証券表示権利等の会計処理及び開示についての提案を公表し、意見を募集することが可能となると考えられる。

## 発行事例

8. 改正金融商品取引法及び金融商品取引業等内閣府令は2020年5月1日に施行されている。プレスリリース等に基づく事務局の調査では、電子記録移転有価証券表示権利等について、次の7つの発行事例が見られる（2021年12月末時点）。

	発行日	発行する電子記録移転有価証券表示権利等の内容	発行価額
(1)	2020年4月	信託受益権（裏付けは不動産）を保有する特別目的会社への出資持分 （信託受益権の取得予定価格：約7億円）	非公表
(2)	2020年10月	株式	5千万円
(3)	2021年3月	受益証券発行信託の受益権（裏付けは証券化商品）	非公表
(4)	2021年4月	社債	1億円
(5)	2021年8月	受益証券発行信託の受益権（裏付けは不動産）	14億円
(6)	2021年11月	信託受益権（裏付けは不動産）を購入する匿名組合に対して出資を行う匿名組合への出資持分 （信託受益権の取得予定価格：18億円）	8億7千万円
(7)	2021年11月	受益証券発行信託の受益権（裏付けは信託受益権（裏付けは不動産）の一部）	7億6千万円

9. 上記のとおり、2021年下期において、より規模の大きい発行事例がみられる。

## 事務局提案

10. 本資料第7項のとおり、保有者における発生及び消滅の認識の時期等に関する方向性を決定すれば、本テーマについての提案を公表し、意見を募集することが可能となると考えられる。
11. また、本資料第8項及び第9項のとおり、2021年下期において、より規模の大きい発行事例がみられ、発行取引が試験的なものから本格的な取組みにシフトしてきているとも考えられ、基準開発に対するニーズが高まってきている可能性がある。
12. よって、論点整理を公表する方針を見直し、本テーマについての会計基準の開発を速やかに完了するために、公開草案を公表することが考えられるかどうか。

**ディスカッション・ポイント**

本テーマについての今後の検討の進め方に関する事務局提案（本資料第 12 項）について、ご意見を伺いたい。

以 上